

◆冷媒に関する規制 1

ノンフロン製品

フロン排出抑制法対象外

フリーザーや冷蔵庫等で使用される冷媒(フロン)には、次のような規制があります。

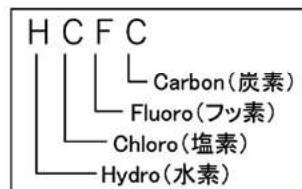
◆「フロンの生産規制(1988年～)」⇒オゾン層保護

- ・フロンCFC類が1995年末に生産が全廃
- ・フロンHCFC類は2020年に実質全廃



◆「フロン回収破壊法(2002年～)」⇒温暖化防止

フロン類CFC,HCFC,HFCについては、製品の廃棄時・修理時において、フロンガスの回収及び破壊を義務付け(ユーザー様には、フロン回収費用、フロン破壊費用が発生)



◆「フロン排出抑制法(2015年4月～)」⇒温暖化防止(強化)

上記「フロン回収破壊法」の改正・強化。
フロン類を含む冷凍冷蔵機器を利用するユーザー様(管理者)に対しても様々な管理義務が発生。

よって、現在、何れの規制も受けない冷媒は“**ノンフロン冷媒HC**”のみ

冷媒の種類	冷媒名(代表)	オゾン破壊係数	地球温暖化係数	フロン規制	フロン回収破壊法 (フロン排出抑制法)
特定フロン(CFC)	R-12	1.0	10900	●	●
指定フロン(HCFC)	R-22	0.055	1810	▲	●
代替フロン(HFC)	R-134a	0	1430	—	●
ノンフロン(HC)	R-600a	0	3	—	—

◆冷媒に関する規制 2

ノンフロン製品

フロン排出抑制法対象外

2015年4月より、「**フロン排出抑制法(改正フロン法)**」が施行されました。

これに伴い、フロンガス(冷媒)を使用したフリーザーや冷蔵庫等を利用するユーザー様(管理者)に対して、以下のような**管理義務**が発生します。

①適切な場所への設置等

- ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持保全。

②機器の点検

- ・全ての第一種特定製品(フリーザー、保冷库等)を対象とした**簡易点検の実施**。
(四半期に一回以上。庫内温度、異音、外観検査等の実施。)
- ・一定規模(7.5kW)以上の製品は、専門業者による定期点検の実施。

③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

- ・冷媒漏えいが確認された場合、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。

④点検等の履歴の保存等

- ・適切な機器管理を行うため、**機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存**。

⑤算定漏えい量の報告

- ・全事業所における漏えい量の合計が年間1,000 CO₂-t以上の場合、**国に報告**する必要がある。

※詳細参照:環境省HP(<https://www.env.go.jp/earth/furon/index.html>)。